

令和四年度第十一回（二月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和4年度諫早市農業委員会 第11回総会議事録

1 開催日時 令和5年2月28日(火) 開会 午後2時00分～閉会 午後4時10分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (16人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 5番 立森和富 7番 中川一範

8番 松尾正晴 9番 長谷川 博 11番 中島康範

12番 松本秀徳 14番 山口廣三 15番 澤久 進

16番 周防克己 17番 池田武弘

4 欠席委員 (4人) 6番 前田貞松 10番 山口勇満 13番 陣野昭則

18番 野副栄治

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

第6号 空き家バンクに登録された空き家に隣接する農地の取扱いの件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による許可処分取消願の件

第5号 非農地通知書送付の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長 宇野和利

次 長 増山義洋

主 任 半田智也

主 任 境田正文

事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和4年度 諫早市農業委員会 第11回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、16名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、6番・前田貞松委員、10番・山口勇満委員、13番・陣野昭則委員、18番・野副栄治委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に7番・中川一範委員、15番・澤久進委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言願います。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」について説明します。

1番、諫早地区、幸町の農地1筆、4,478㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は13,076.02㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約40年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。2番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、817㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は14,807㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約60年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。3番と4番は譲受人が同一のため、併せて説明いたします。

3番、長田地区、中田町の農地2筆、1,476㎡、

4番、長田地区、中田町の農地1筆、603㎡、計3筆 2,079㎡について、耕作に便利のため購入する申請です。権利取得後の農地面積は10,295㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を

所有されています。また、農業に約40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。5番、長田地区、高天町の農地1筆、443㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は6,638㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。6番、長田地区、白浜町及び猿崎町の農地8筆、7,945㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は17,930㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約60年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。7番、多良見地区、多良見町西川内の農地3筆、2,279㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は7,521.72㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に48年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。8番、多良見地区、多良見町西川内の農地2筆、1,091㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は13,232㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に56年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。9番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、265㎡について、土地改良区の役員となるため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は8,326㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。本件については、申請地が農地所有適格法人の借入地となっておりますが、その法人の構成員が取得し、引き続き効率的に利用が認められる場合は、例外的に取得が可能となります。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約20年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。10番、高来地区、高来町里の農地1筆、940㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は44,357㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや軽トラック等の機械も所有されています。また、農作業をする

役員の人数も経験も十分あると思われ、譲受人の会社から申請地までは車で約5分
でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。11番、高来地区、高来町西平原の農地3筆、計1,752㎡について、耕作に
便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は6,337㎡で、農業委
員会が定める下限面積を超えています。トラクターや管理機等の機械は所有されて
います。また、農業に45年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以
内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。12番から16番は営農型太陽光発電に関するものでありますので、議案第2号
の6番から9番と議案第3号の10番から14番と併せて説明をしたいと思いま

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明を
お願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、貸借する農地
において年間を通し水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域
に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、
地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当
しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。
次に、2番から6番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農
地において年間を通し水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺
地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであ
り、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも
該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

3番と4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する
農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において
周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのこと
であり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれ
にも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農
地において年間を通し大根、キャベツ等を栽培されると見込まれます。権利取得後
において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」
とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号
のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し水稻、玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 2番から6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番から6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番から6番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、7番と8番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し水稻、サツマイモ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通しみかん等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 7番と8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、9番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通しバレイショを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 9番について、何かご質問はありませんか。

- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、９番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、９番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、１０番と１１番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 １０番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。
- １１番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通しタマネギ、カボチャ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 １０番と１１番について、何かご質問はありますか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、１０番と１１番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、１０番と１１番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次の１２番から１６番については、事務局から説明があったとおり営農型太陽光発電に関するものでありますので、議案第２号の６番から９番と議案第３号の１０番から１４番の一時転用と併せて審議を行いたいと思います。
- 議 長 次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- (議案第２号) 事務局 議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
- １番、諫早地区、目代町の畑１筆１９３㎡について、住宅用地とする申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第２種農地に該当しております。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建設するもので、盛土を最高０．３ｍ施し、コンクリート擁壁を設置し土砂の流出が無いようにいたします。雨水については道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続いたします。隣接する農地は無く、資金については息子からの融資証明書で確認しております。
- ２番、多良見地区、多良見町市布の畑６筆１，５０１㎡と併用地として隣接の雑種地４８㎡を合わせた計１，５４９㎡を、駐車場用地２６台分とする追認の転用申

請です。区域区分は調整区域、農振白地となっております。農地の立地基準は、第2種農地に該当しております。本件ですが、平成元年頃に資材置場用地として利用を始め、その後アスファルト舗装を施し駐車場として現在に至っていたものです。申請地の造成はなく土地を現状のまま利用し、雨水については自然流下で水路へ放流します。農地を許可なく転用していたということで顛末書が提出されております。なお、本件にかかる追加の資金はございません。

3番、飯盛地区、飯盛町佐田の田2筆、計1, 127㎡について、共同住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造2階建のアパート6戸を1棟と4戸を1棟建築する計画です。造成については、盛土を最高1.7m施し、フェンス及び擁壁設置により土砂等の流出を防ぎます。雨水は敷地内に側溝を整備し道路側溝へ放流、污水等については下水道に接続する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、資金については融資証明書で確認しております。また、環境保全条例に基づく事前協議完了届出書が添付されております。

4番、飯盛地区、飯盛町山口の畑1筆、366㎡の農地について、農業用施設用地、農業用倉庫とする追認の転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地となっております。農地の立地基準は、第1種農地に該当しております。申請地ですが、昭和47年頃に自作地の近くで便利なため農業用倉庫を建設したものです。土地の造成はなく現状のまま利用します。雨水については自然流下となります。隣接する農地は無く、資金については現状のまま利用するため、追加の資金はありません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。

5番、高来地区、高来町東平原の畑1筆485㎡について、住宅兼店舗用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振地域外です。農地の立地基準については、高来支所からおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当しております。申請地ですが、木造平屋建ての住宅兼店舗を建設するものです。盛土は行わず整地程度で済むので土砂等の流出はありません。雨水については隣接する水路へ放流し、污水・生活雑排水は下水道に接続いたします。隣接する農地は無く、資金については残高証明書で確認しております。以上で営農型太陽光発電に関するもの以外の説明を終わります。

議 長 議案第2号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありません

か。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に3番と4番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。

4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 3番と4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番と4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番と4番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 5番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第3号) 事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1 番、小野地区、長野町の田 1 筆 2 3 4 m²について、建売住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、長野 IC からおおむね 3 0 0 m 以内にある農地ですので第 3 種農地に該当します。申請地ですが、木造 2 階建ての住宅を建築するもので、土地の造成は無く現状のまま利用します。雨水については道路側溝へ、污水等については合併処理浄化槽に接続し道路側溝へ放流する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、資金については残高証明書で確認しております。なお、都市計画法第 4 3 条第 1 項に基づく開発許可申請中です。

2 番、小野地区、黒崎町の田 1 筆 3 1 3 m²と併用地として通路 1 7 4 m²を合わせた計 4 8 7 m²について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、第 2 種農地に該当します。申請地ですが、木造 2 階建ての住宅を建築するもので、盛土を最高 0. 4 m 施します。擁壁を設け、土砂等の流出が無いようにします。雨水については水路へ放流します。黒崎町水利組合の了承は得ています。污水等については農業集落排水に接続する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、資金については融資証明書で確認しております。なお、都市計画法第 4 3 条第 1 項に基づく開発許可申請中です。

3 番、小野地区、小野島町の田 1 筆 5, 5 7 9 m²について、資材置場及び駐車場用地とする申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、1 0 h a 以上広がりがある農地に隣接しているので第 1 種農地に該当し原則不許可となりますが、既存の施設の拡張のため不許可の例外に該当します。申請地ですが、木材の資材置場と駐車場 6 0 台分を整備するもので、造成については盛土を最高 0. 6 m 施し、アスファルト舗装を行い土砂の流出を防ぎます。雨水は既存の溜枳から水路へ放流します。水路管理者の同意書が添付されております。污水・生活雑排水は発生しません。隣接農地は無く、資金については残高証明書で確認しています。また、環境保全条例に基づく事前協議完了届出書が添付されております。

4 番、多良見地区、多良見町東園の田 1 筆 2 5 1 m²について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の贈与となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、東園駅から 3 0 0 m 以内にある農地で第 3 種農地に該当しております。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築するもので、土地の造成は無く、雨水については敷地内に設置した溜枳へ、污水等については集落排水へ接続する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明書で確認しています。

5 番、多良見地区、多良見町舟津の現況地目が田 1 筆 1 2 m²について、店舗用地及び駐車場用地が越境していたとする追認の転用申請です。契約内容は所有権移転の売買となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基

準については、伊木力出張所からおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当しております。申請地ですが、平成15年頃に隣接する土地にコンビニエンスストア及び駐車場が整備されており、今回、譲渡人の農地に越境していることが判明したため追認の申請となったものです。既に工事は完了しており現状のまま利用するため被害を与える恐れはありません。隣接する農地は無く、資金については通帳の写しで確認しております。また、農地を農地以外のものにしていたということで顛末書の提出がっております。

6番、森山地区、森山町唐比北の畑1筆241㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、第2種農地に該当します。申請地ですが、木造2階建ての住宅を建築するもので、土地の造成は行わず現状のまま利用します。雨水については道路側溝へ、汚水等については公共下水道へ接続する計画となっております。隣接する農地は無く、資金については融資証明書で確認しております。

7番、高来地区、高来町上与の畑1筆11㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地の一部としていたという追認の転用申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、昭和62年に新築され住宅の入口として当初より利用されており、現在の所有者も同様の敷地として利用しておりましたが、昨年、土地の範囲を確認する機会があり、当該申請地が農地のままであることと分かったため追認の申請となったものです。隣接する農地は無く、追加の資金はありません。また、農地を農地以外のものにしていたということで顛末書の提出がっております。

8番、高来地区、高来町西尾の畑1筆314㎡及び併用地として宅地324㎡を合わせた計638㎡について、資材置場用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域・農振白地です。契約内容は賃貸借権設定永久、農地の立地基準については、第2種農地に該当します。借受人ですが、高来町内で建設業を営んでおります。申請地については、造成は整地程度でほぼ現状のまま利用します。雨水については自然流下で道路側溝へ、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については自社施工であるため費用は生じない旨の申し立てがっております。

9番、小長井地区、小長井町井崎の畑2筆467㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定永久となります。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築するもので、土地の造成は無く雨水については道路側溝へ、汚水等については下水道に接続する計画となっております。隣接する農地は無く、資金については融資証明書で確認しています。以上で営農型太陽光発電に関するもの以外の説明を終わります。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番から3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1 番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委員 2 番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委員 3 番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 1 番から 3 番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1 番から 3 番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1 番から 3 番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4 番と 5 番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4 番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委員 5 番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 4 番と 5 番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4 番と 5 番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4 番と 5 番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、6 番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 6 番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 6 番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、6 番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、6 番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、7 番と 8 番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 7 番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土

土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 7番と8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番と8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番と8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、9番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 9番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 それでは、営農型太陽光発電に関するものとして、議案第1号の12番から16番、議案第2号の6番から9番、議案第3号の10番から14番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第1号の12番から16番、議案第2号の6番から9番、議案第3号の10番から14番について、説明いたします。

この営農型太陽光発電施設に関するものですが、先月の総会で審議保留となり、その後、申請内容を見直すため一旦申請の取下げがっております。申請内容の一部変更を行った後に再度改めて申請があったものです。詳細な説明は省略させていただきますけれども、変更点について説明をいたします。営農する作物について、今回、すべてをサカキに変更されております。それから下部の営農者と上空の発電事業者が同一者となり、営農も発電も同一の法人がすることとなりました。なお、一時転用の期間が3年と10年があります。これについては、通常の一時転用であれば3年が上限になりますが、申請地について遊休農地の判定がなされていれば、10年までの申請が可能となります。10年の申請となっている農地は、遊休農地の判定がされている農地となります。以上で説明を終わります。

議 長 この件に関して皆さん方からご質問等はありませんか。

委 員 私の地区の協議会においても、この営農型太陽光発電施設については、いろんな意味で皆さんから心配の意見が相当数出ました。というのは、営農という形で農業

収入が確保できるものなのかということについて皆さんが危惧されています。それから一時転用ですので、もし営農計画どおりにいかず許可の取消ということになれば原状復旧という形になります。地区別協議会に申請人に来てもらい、その旨理解しているかを確認しましたが、そこは理解をしているとのことでした。ただ、現実問題として、原状復旧ということになれば、太陽光発電施設をすべて撤去することになりますので、なかなか皆さんが納得できることにはならなかったのではないかと思います。そして、本日の農業新聞に掲載されていましたが、営農型太陽光発電で営農に支障のある例が相次いでいるということで、農水省の有識者研究会で対策強化を求める声が噴出したという記事がありました。他の自治体からも非常に厳しい意見が出ているということもありますので、許可をして次々に認めるというのが、果たしてどうなのかと思います。以上です。

議 長
委 員

他に意見等はありませんか。

先日の地区協議会に申請人に来てもらい説明を聞いたところ、今後、全部で50件ほど計画をしているとのことでした。実績がないまま、それを許可するというのはなかなか難しいのではないかと思います。ただ、今後、実績をつくってからであればいいのではないかと考えています。

委 員

新聞記事の円グラフをみれば73%が不適当な栽培管理をされているということになっています。そういうこともあってか、事前の実証栽培の義務化、違反転用者の氏名公表、違反や営農が不十分な場合の実効性ある是正措置などを求める厳しい声があがっているようです。ただ、私の地区では遊休農地の解消に期待するという声もあるのも確かです。このような状況の中で、どう判断するのかということですが、今月の申請分については、心配はあるけれども今後の営農状況を検証しますというような条件を付けて許可をして、今後の計画分については、実証栽培の状況をみてから判断するというようなことは可能なんではないでしょうか。

委 員

法定化の必要性を指摘する意見があるということなので、今はまだ意見があるということだけで駄目だということとは言えなんじゃないかと思います。

委 員

この新聞を見ますと18%が国の定める収量基準を満たしていないということです。この18%は現時点においては基準を満たしていませんが経過中なんですね。ただ、年数が経過した時にうまくいってない場合は、原状復旧になる可能性があるということですよね。そうなった時の覚悟があるのか、ないのかを書類に残して、あるようであれば許可を出すというような判断をすればいいのではないかと思います。うまくいかなかった時は撤去をしますというようなものを残して許可をすればどうでしょうか。

委 員

借地のところですが、もし原状復旧をしなければならなくなった場合に、所有者がそのままにしていっていいということであれば、所有者が常設の太陽光発電施設に切り替えるというのは可能なんですか。

(「だめ」という声あり。)

事 務 局

営農型太陽光発電施設は一時転用ですので、許可期間が過ぎれば農地への復旧が原則です。先程おっしゃったような所有者が恒久転用をしようとする場合には、

4条の農地転用申請が必要になります。

委員
事務局

転用許可を受ければ撤去せずにそのまま利用できますか。

撤去をしないとだめです。営農型太陽光は一時転用ですので、いつでも撤去できるように簡易な基礎に下さいというものです。営農がうまくいっていなければ、農地への復旧をした後に、新たに常設の太陽光発電施設をするという申請をして、新規の申請として審議をしてもらうことになります。今回の申請地の中には農用地もありますので、当然農用地については常設の太陽光発電施設への転用は原則認められないということになります。農用地というのは優良農地ですから今後地域計画を策定するにあたり支障があるというような判断もでてくると思います。

委員

国が定める収量基準である地域平均の8割を満たさなければいけません、サカキの技術基準はどうなっていますか。

事務局

反当たりの本数は250本となっているようです。

委員

今回は反当たり何本植えますか。

事務局

場所によって異なりますが、平均すれば141.9本という計算になります。

委員

それでは8割を満たさないんじゃないですか。本数を植えていないのであれば収入も減ることになります。

委員

遊休農地でないところもそんなに少ないんでしょうか。

事務局

はい。

委員

申請人に減らす理由は聞いていますか。

事務局

サカキは遮光をする必要があるので、パネルの下部でないと植栽ができないということなんです。

委員

昨日、申請人が地区の協議会に説明に来られたんですが、私たちは農業の素人ですというようなことを言われました。ということは、サカキの植栽についての基本本数は特に守るべきだと思います。最初から8割の基準を満たしていないのに遮光を理由にするのは、自分たち本意で決めたことなんじゃないでしょうか。そもそも、遮光が必要だからパネルの下部に植栽するというのであれば、良い条件のところに植栽することになります。それなのに減収するのはおかしい話だと思います。

委員

既に許可をしている高来地区などは、きちんと植栽されていますか。

委員

高来地区はきちんと植栽をされています。

委員

私の担当地区を見に行きましたが、シキミと聞いていましたが実際に植栽されていたのはハナシバだったんですよ。申請人はそれが分からなかったと言うんです。そんなことで営農型をできるのか。半額の助成目当てじゃないんですか。営農型をするのであれば、農業として採算がとれるような形でやってもらわないと、許可とかとんでもないと考えます。売電収入があることは分かりますけれども、営農としてやるのかを判断すべきだと思います。以上です。

委員

私は条件付きで今回の分は許可にして、今後の分については、このような事案を不許可にしているのかということに関係機関に確認をとって、それから不許可という判断をすればと思います。

委員

今回の分については、8割を満たしていないのであれば、満たすようにしなけれ

ばと思いますので、保留ないし不許可としたらと思います。それと先程、話が出た半額の助成の件については、助成を受けるつもりはないとのことで、自己資金ですと申請人は申ししていました。そして、営農状況をみってから次の申請の判断をするというのは少し無理があると思います。その間は収入がなくなる訳ですよ。どこまで待てるのか。ただ、今回は基準を満たしていないので無理かなと思います。

事務局
議長
事務局

事務局からいいですか。
どうぞ。

3年と10年の申請がありますが、遊休農地と判断された農地は10年まで申請が可能となっています。そして、遊休農地を解消する場合は、8割の基準は問わないことになっていますので、議論する余地はありますが、極端な話、反当り250本のところに100本植えてもそこは問題ないとされています。ただ、少なくとも遊休農地でない3年の申請のところは、基準の8割を満たさないといけませんから、ここで許可をして太陽光発電施設を設置して、せっかく投資をしたにも拘らず撤去することにでもなれば大変です。農業委員会は転用事業者から、毎年、営農状況の報告を受けることになっています。そこで、委員さん方には適切に営農されているかを判断してもらうことになります。

委員
議長
委員

はい、いいですか。
どうぞ。

申請人の説明では、売電料金の中から国が天引きをして、20年後にそれを撤去する費用として国が積み立てていますというようなことを言われていましたけれども、20年ということなのでその間は何もないことになります。それが本当なのか。そのあたりもありますし、まずは4条の自分の農地は許可、3条と5条については、まだ許可はできませんと、審議保留ということにしては如何でしょうか。これ以上議論してもなかなか結論はでないと思いますが。

委員
議長
委員

ひとつ質問いいですか。
はいどうぞ。

遊休農地の10年のところですが、これだけ収穫しなさいという基準がないわけですよ。ということはここを撤去することにはならないという理解でよろしいでしょうか。

事務局

農業は土づくりからと言われていますけれども、そもそも遊休農地というのは地力が弱っているから、そこで作物を育てようと思っても、周辺のしっかり耕作されているようなところと同じように収穫できないだろうから、国が定める収量を求めないということだと思います。遊休農地をとにかく解消して、次世代に農地を引き継ぎ食料生産の基盤を守ってもらえるのであればいいだろうという良い方向での解釈だと思っておりますので、いつまでも収穫があがらないというのはどうかと思います。農地所有適格法人ですから当然所得をあげることが普通だと思います。皆さんが思われているように荒らし作りじゃないでしょうけど、そんなに手のかからないような作物を敢えて選んでいると見られているのかなと感じます。なぜ単年で収量があがる、諫早で言えば馬鈴薯や人参などの作物を作らないのかと思います。

田も敢えて畑転して水稻を作らず直ぐに収穫できないものを作ると、水稻を作ればいいのと思うところもあります。そこは、事業者の計画ですから言えないところもあります。

委員 畑転については、そこは水がないところです。地目が田だけで、水がなく大きな機械が入らないところです。

委員 収量がないようなところに、営農型をする必要があるのかなと思います。営農というのは、何ととっても農業で収益をあげるのが営農ですから。そういう辺ぴな遊休農地で営農型をしなくても、通常の太陽光でもいいし、何故わざわざ営農型をするのか、そのメリットが何なのか、我々も整理をする必要があると思います。営農型というから委員さん方から異論がある訳で、営農が成り立たないところに営農型をもってくるのが間違っていると思います。

事務局 営農型のメリットについてですが、営農型にすれば売電が全量買い取りになります。例えば、普通の太陽光の場合は、電気が余った時は買い取らない時間もあるんです。ただ、この営農型にすればいつでも発電した量を買取る、そういうことがメリットとなります。

委員 営農型については、本来は農業収入の補完をするためだと思います。申請人は営農してるんですか。

委員 とにかく自分の農地につくることについては制限できにくいところがありますが、人の土地を借りて営農型をやるのであれば、皆さんがおっしゃるように営農に注力していただきたいと思います。ですから、荒れているから収量がなくてもいいだろうという発想は営農には繋がらないと思います。3条と5条の判断は多くの事例を精査しないとここで結論を出すのは難しいと思います。

議長 この件に関しては、議論が尽きませんので、一旦、これで協議を終了し、再度、申請者に聞き取りをしながら来月に再度審議をしたいと思います。常設審議委員会にも諮りますし、慎重な判断が必要となりますので、議案第1号の12番から16番、議案第2号の6番から9番、議案第3号の10番から14番について、審議保留とすることにご異議ありませんか。

(「なし」と言う者や「結論がでるのか」という者あり)

委員 はい。

議長 どうぞ。

委員 中々まとまらないので事務局と詳しい農業委員や県央振興局の普及指導員でチームを作って、このような形で行きましょうという案を来月出してもらえないでしょうか。このような条件を付加したらどうでしょうかというようなたたき台や1年で50件もいくらかも申請していいのかも含めて検討してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 それでは、議案第1号の12番から16番、議案第2号の6番から9番、議案第3号の10番から14番については、審議保留とし、来月、たたき台を提示して再審議することにいたします。

議長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題
(議案第4号) といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番と2番は借受人が同一の案件です。

1番、小野地区、長野町及び川内町の農地2筆、計4,455㎡、

2番、小野地区、川内町の農地1筆、2,775㎡について、農業経営規模拡大を行うため、1番を賃貸借20年で、2番を賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦、玉ねぎ等の生産を主体に経営されています。

3番から14番は借受人が同一の案件です。

3番、長田地区、小豆崎町の農地2筆 計1,906㎡、

4番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、1,365㎡、

5番、長田地区、小豆崎町の農地2筆 計3,141㎡、

6番、長田地区、小豆崎町の農地2筆 計1,379㎡、

7番、長田地区、小豆崎町の農地2筆 計2,380㎡、

8番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、1,998㎡、

9番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、1,026㎡、

10番、長田地区、小豆崎町の農地2筆、計986㎡、

11番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、1,339㎡、

12番、長田地区、小豆崎町の農地5筆、計3,634㎡、

13番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、3,283㎡、

14番、長田地区、小豆崎町の農地2筆、計2,424㎡、

計22筆 24,861㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、菊芋の生産を主体に経営されています。

15番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地4筆、計2,164㎡について、農業経営規模拡大を行うため、使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、みかんの生産を主体に経営されています。

16番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、計220㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する新規の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

17番、飯盛地区、飯盛町山口の農地3筆、計5,285㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する新規の申出です。申出人は、水稻、バレイショ、人参の生産を主体に経営されています。

18番、中央干拓地区、中央干拓の農地28筆、計609,783㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年または3か月で借り入れる再設定の申出です。申出人は、玉ねぎ、人参、ねぎ等の生産を主体に経営されています。

19番、中央干拓地区、中央干拓の農地5筆、計116,864㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、

人参、バレイショ、カボチャ等の生産を主体に経営されています。

20番、中央干拓地区、中央干拓の農地30筆、計734, 914㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、大麦、飼料作物の生産を主体に経営されています。

21番、中央干拓地区、中央干拓の農地19筆、計329, 192㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、玉ねぎ、人参、ねぎ等の生産を主体に経営されています。

22番、中央干拓地区、中央干拓の農地5筆、計127, 127㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借3か月で借り入れる再設定の申出です。申出人は養豚、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

23番、中央干拓地区、中央干拓の農地7筆、計154, 439㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年または3か月で借り入れる再設定の申出です。申出人は、レタス、バレイショ、玉ねぎ等の生産を主体に経営されています。

24番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、計59, 286㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、ほうれん草、バレイショ、大豆等の生産を主体に経営されています。

25番、中央干拓地区、中央干拓の農地7筆、計160, 913㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、ブロッコリー、バレイショ、玉ねぎ等の生産を主体に経営されています。

26番、中央干拓地区、中央干拓の農地3筆、計59, 318㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、ブロッコリー、玉ねぎ、水稻等の生産を主体に経営されています。

27番、中央干拓地区、中央干拓の農地13筆、計356, 257㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、キャベツ、レタス等の生産を主体に経営されています。

28番、中央干拓地区、中央干拓の農地4筆、計118, 117㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、バレイショ、カボチャ、ニンニク等の生産を主体に経営されています。

29番、中央干拓地区、中央干拓の農地8筆、計213, 316㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、大豆、玉ねぎ、ブロッコリーの生産を主体に経営されています。

30番、中央干拓地区、中央干拓の農地4筆、計118, 665㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、ひえ、麦の生産を主体に経営されています。

31番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、計42, 721㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、ミニトマト、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

32番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、計35, 293㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、

バレイショ、水稻、ブロッコリーの生産を主体に経営されています。

33番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、計51,738㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、ほうれん草、ミニトマト、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

34番、中央干拓地区、中央干拓の農地10筆、計203,992㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、レタス、バレイショの生産を主体に経営されています。

35番、中央干拓地区、中央干拓の農地9筆、計200,078㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、レタス、ブロッコリー、オクラ等の生産を主体に経営されています。

36番、中央干拓地区、中央干拓の農地10筆、計205,056㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、大豆、大麦、小麦等の生産を主体に経営されています。

37番、中央干拓地区、中央干拓の農地4筆、計118,656㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、ソルゴー、水稻等の生産を主体に経営されています。

38番、中央干拓地区、中央干拓の農地8筆、計138,523㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、飼料作物等の生産を主体に経営されています。

39番、中央干拓地区、中央干拓の農地4筆、計125,769㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、飼料作物の生産を主体に経営されています。

40番、中央干拓地区、中央干拓の農地9筆、計146,117㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は水稻、ブロッコリー、飼料作物等の生産を主体に経営されています。

41番、中央干拓地区、中央干拓の農地30筆、計442,964㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、レタス、カボチャの生産を主体に経営されています。

42番、中央干拓地区、中央干拓の農地3筆、計48,898㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、バレイショ、飼料作物等の生産を主体に経営されています。

43番、中央干拓地区、中央干拓の農地6筆、計84,474㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、飼料作物等の生産を主体に経営されています。

44番、中央干拓地区、中央干拓の農地6筆、計83,435㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、ソルゴー等の生産を主体に経営されています。

45番、中央干拓地区、中央干拓の農地6筆、計82,628㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、

飼料作物の生産を主体に経営されています。

４６番、中央干拓地区、中央干拓の農地３筆、計４２，３１７㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借５年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、飼料作物の生産を主体に経営されています。

４７番、中央干拓地区、中央干拓の農地７筆、計１３６，２６６㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借５年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、トウモロコシ、飼料作物等の生産を主体に経営されています。

４８番、小江干拓地区、小江干拓の農地６筆、計１２０，２８４㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借５年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、菊、キュウリ、青ネギの生産を主体に経営されています。

４９番、小江干拓地区、小江干拓の農地２０筆、計２９９，０５０㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借５年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、レタス、白菜、ブロッコリーの生産を主体に経営されています。

５０番、小江干拓地区、小江干拓の農地６筆、計６４，６３５㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借５年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、ブロッコリー、白菜の生産を主体に経営されています。

５１番、小江干拓地区、小江干拓の農地１９筆、計２５９，３００㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借５年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、リーフレタス、ブロッコリー、オクラの生産を主体に経営されています。

５２番、小江干拓地区、小江干拓の農地２筆、計２５，８８４㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借５年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、玉ねぎ、バレイショ、ブロッコリーの生産を主体に経営されています。

以上、１番から５２番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。議案第４号の１番から５２番については、以上となっております。

議 長 事務局から説明がありましたが、１番から５２番について、何かご質問はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、１番から５２番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、１番から５２番は、申出どおり許可することに決定いたします。

（議案第４，５号） 続きまして、関連がありますので、議案第４号の５３番から６３番、議案第５号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第４号の５３番、小野地区、赤崎町の農地２筆、３，９９９㎡、
議案第４号の５４番、小野地区、赤崎町の農地１筆、１，１７６㎡、

計 5, 175㎡を、議案第 5 号の 1 番に使用貸借 10 年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、アスパラガス、タマネギの生産を主体に経営する計画となっており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第 4 号の 55 番、小野地区、赤崎町の農地 6 筆、10, 426㎡、

議案第 4 号の 56 番、小野地区、小野島町の農地 1 筆、6, 332㎡、

計 16, 758㎡を、議案第 5 号の 2 番に使用貸借 10 年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営する計画となっており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第 4 号の 57 番、小野地区、小野島町の農地 4 筆、1, 611㎡を、議案第 5 号の 3 番に使用貸借 10 年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、ブロッコリーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第 4 号の 58 番、小野地区、川内町の農地 2 筆、2, 588㎡を、議案第 5 号の 4 番に使用貸借 10 年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第 4 号の 59 番、森山地区、森山町田尻の農地 1 筆、2, 958㎡を、議案第 5 号の 5 番に使用貸借 10 年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第 4 号の 60 番、森山地区、森山町下井牟田の農地 2 筆、1, 224㎡を、議案第 5 号の 6 番に使用貸借 10 年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第 4 号の 61 番、高来地区、高来町下与の農地 3 筆、5, 150㎡、

議案第 4 号の 62 番、高来地区、高来町下与の農地 2 筆、1, 831㎡、

計 6, 981㎡を、議案第 5 号の 7 番に使用貸借 10 年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第 4 号の 63 番、高来地区、高来町平田の農地 6 筆、計 4, 403㎡を、議案第 5 号の 8 番に使用貸借 10 年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、キャベツ等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農地中間管理事業の活用に繋がります。

続きまして、議案第 5 号の配分計画の変更について、説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている小野地区、川内町の農地 1 筆、4, 396㎡について、議案第 5 号の 9 番のとおりに、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける

者は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である5年8か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区、森山町本村の農地2, 968㎡について、議案第5号の10番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である4年8か月となっています。

次の議案書32ページから34ページについては、配分の変更を受ける者が同一の案件です。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町後田の農地27筆、計21, 786㎡について、議案第5号の11番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、バレイショ、人参の生産を主体に経営しており、今回、父から経営移譲を受けるため、権利の設定を行うものです。契約内容は、使用貸借または賃貸者となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である5年8か月、6年4か月、8年8か月となっています。

以上、第4号議案の53番から63番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第5号議案の1番から11番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。議案第4号の53番から63番と議案第5号については、以上となっております。

議 長 議案第4号の53番から63番、議案第5号の1番から11番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第4号の53番から63番を許可し、議案第5号の1番から11番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号の53番から63番を許可し、議案第5号の1番から11番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「空き家バンクに登録された空き家に隣接する農地の取扱いの件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第6号) 事務局 議案第6号「空き家バンクに登録された空き家に隣接する農地の取扱いの件」についてご説明いたします。

本件は、諫早市の空き家バンクに登録された空き家に隣接する農地を、家庭菜園等の目的で空き家と一体的に譲渡・取得したい場合、下限面積の基準により許可できませんでしたが、一定の要件を満たした農地については、特定処分対象農地として

位置づけ、取得できるようにするものでございます。要件につきましては、6点ありまして、1点目は隣接する農地が諫早市空き家バンクに登録された空き家所有者の農地であること、2点目は対象となる農地の面積がおおむね1㎡以上1,000㎡未満であること、3点目は農地法等の貸借等の権利設定がされていないこと、4点目は担い手となる農家等への集積・集約化に支障がないこと、5点目は空き家と農地との距離が無理なく耕作できる範囲内であること、6点目は違反転用されている農地でないこと、以上6点すべてを満たすものに限り、特定処分対象農地として位置づけ取得できるとするものです。なお、手続きの流れと現地調査の方法については、配布している資料のとおりです。議案第6号の説明は以上となります。

議 長 議案第6号について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第6号のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号は原案どおり承認することに決定いたします。

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早地区から1件、小栗・小野地区から1件、長田地区から1件、高来地区から3件、小長井地区から1件、合計7件の届出が出ております。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

長田地区から2件、小長井地区から1件、計3件の通知が出ています。解約理由としましては、長田地区の2件のうち1件が売買するため、残りの1件と小長井地区の1件については、耕作者を変更するためとなっております。

報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、日の出町の畑2筆、計450㎡を、太陽光発電施設用地にする売買の届出です。

2番、真津山地区、久山町の田1筆、46㎡を事業所用地にする賃貸借権設定20年とする届出です。

3番、多良見地区、多良見町中里の田1筆、19㎡を資材置場にする売買の届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、飯盛地区、飯盛町開の田1筆216㎡を農業用施設用地とする売買の許可申請があり、令和4年8月26日付けで許可をした件ですが、買い手の都合により

売買ができなくなったことから、許可処分取消願が提出され受理しております。

報告第5号「非農地通知書送付の件」につきましてご報告いたします。

令和4年度の利用状況調査により108人、141筆、面積107,485.42㎡について非農地通知を発出しております。内訳は、諫早地区が20人、23筆、小栗地区が4人、5筆、小野地区が11人、11筆、有喜地区が5人、6筆、真津山地区が3人、4筆、本野地区が3人、5筆、長田地区が7人、10筆、多良見地区が10人、15筆、森山地区が3人、6筆、飯盛地区が12人、19筆、高来地区が8人、13筆、小長井地区が22人、24筆で、いずれも山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	11件。
	農地法第3条審議保留	5件。
議案第2号	農地法第4条許可	5件。
	農地法第4条審議保留	4件。
議案第3号	農地法第5条許可	9件。
	農地法第5条審議保留	5件。
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	63件。
議案第5号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	11件。
議案第6号	空き家バンクに登録された空き家に隣接する農地の取扱いの件	1件。

以上、審議件数は、全部で100件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 それでは、これをもちまして、令和4年度諫早市農業委員会第11回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____